

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新型コロナウイルス感染症に係る在宅要介護者等緊急一時支援事業の委託について
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部障害者福祉課、高齢者支援課）

事業の概要

事業名	新型コロナウイルス感染症に係る在宅要介護者等緊急一時支援事業
担当課	障害者福祉課、高齢者支援課
目的	介護を必要とする高齢者及び障害者（以下「要介護者等」という。）が、新型コロナウイルス感染症の陽性又は濃厚接触者となった場合に、安心して自宅療養や日常生活を送れるよう、訪問介護事業所等からの介護サービスを実施するため。
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルスに感染した要介護者等 2. 家族等が新型コロナウイルスに感染したことで濃厚接触者となり、家族等による介護が受けられない要介護者等
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 <p>新型コロナウイルスに感染した要介護者等又は家族等が新型コロナウイルスに感染したことにより濃厚接触者となった要介護者等に、日常生活を安定的に維持するため、「介護保険法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」外のサービスとして、事業者と委託契約を結び、訪問介護等の提供を行う。</p> 2. 委託の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護サービス事業所 訪問介護、訪問看護等 (2) 障害福祉サービス事業所 居宅介護等 3 想定要介護者等人数（令和3年12月～令和4年3月） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者：40名 [内訳] 陽性者：5名×4か月間、濃厚接触者：5名×4か月間 ・障害者：36名 [内訳] 陽性者：4名×4か月間、濃厚接触者：5名×4か月間 <p>※個人情報の流れは、資料33-1のとおり</p>

件名 在宅要介護者等緊急一時支援事業に係る業務の委託について

保有課(担当課)	障害者福祉課、高齢者支援課
登録業務の名称	新型コロナウイルス感染症に係る在宅要介護者等緊急一時支援事業
委託先	未定(対象者の発生毎に、適切な事業者を検討して委託契約するため)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の基本情報 氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、性別 2. 家族等の基本情報 氏名、住所、電話番号、利用者との関係、緊急連絡先 3. 利用者の身体状況等 【高齢者】要介護度 【障害者】障害名、障害支援区分、障害種別、等級 【共通】症状、PCR検査結果、かかりつけ医療機関、問題行動の有無、日常生活動作、食事及び排泄状況、入浴介助状況、ケアプラン等の内容、ケアマネジャー等の氏名及び連絡先 4. 家族等の所在情報 入院等の期間、病院等の名称及び連絡先
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	介護サービスや障害福祉サービスの提供には、専門的な知識やノウハウが必要であり、要介護者等の状況を確認したうえで、適切な事業者へ委託する必要があると判断するため。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) 介護サービス事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問看護等 (2) 障害福祉サービス事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護等
委託の開始時期及び期限	令和3年12月(補正予算成立後)から令和4年3月31日まで (新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、次年度以降も同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 個人情報を記録した紙媒体については、業務日の事務処理終了後、鍵付きキャビネットに保管する。

	<p>3 個人情報に記載された紙媒体の郵送については、簡易書留で行い、記録を追跡できるようにする。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>2 個人情報を記録した紙媒体については、業務日の事務処理終了後、鍵付きキャビネットに保管させる。</p> <p>3 個人情報に記載された紙媒体の郵送については、簡易書留で行わせ、記録を追跡できるようにする。</p> <p>4 個人情報に記載された紙媒体は、サービス実施期間終了後に破棄させる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。